平成30年度　公文書開示状況（9月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	H30.8.20	H30.9.3	「不動産取得税質疑応答集」の改正について（27主資固第258号）・「不動産取得税質疑応答集」の一部改正について（29主資固第47号）		1															主税局資産税部固定資産税課
2	H30.8.24	H30.9.3	「東京都港都税事務所外２所（３０）照明設備改修工事」金額入り内訳設計書一式	24	1															主税局総務部経理課
3	H30.8.21	H30.9.3	固定資産税・都市計画税質疑応答集（課税事務）		1															主税局資産税部固定資産税課
4	H30.8.30	H30.9.4	「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領」及び「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領実施細目」の制定について（通知）（9主資固第80号）	6	1															主税局資産税部固定資産税課
5	H30.8.30	H30.9.6	東京都固定資産（家屋）評価事務取扱要領（昭和55年度）	187	1															主税局資産税部固定資産評価課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
6	H30.8.27	H30.9.7	平成30基準年度固定資産路線価の標準宅地番号04-152に係る鑑定評価書及び附属資料	10		1					1	1	1		1				（１）不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。（第7条第4号） （２）鑑定評価額の決定の理由の「地籍及び取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。（第7条第2号） ・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため（第7条第3号） ・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号） （３）取引事例の月率変動率、取引価格、建物等、取引時点、登記原因日、地域的特性、街路条件、交通接近条件、環境条件、接面状況、画地条件、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等の各項目 ・公にすることで、取引当事者である特定の個人を識別することができる非開示情報を推定及び特定することができるため。（第7条第2号） ・公にすることで、取引当事者である特定の法人の財産情報が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（第7条第3号） ・所有者の財産情報が明らかになることで、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれるおそれがあり、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。（第7条第6号）	主税局資産税部固定資産評価課
7	H30.8.29	H30.9.12	自動車の販売価格等の調査について（照会）（30税セ自第94号）	2		1						1			1				（１）宛先 税務調査で知りえた内容であり、公にすることで、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力を得られなくなるなど行政運営に支障をきたすため（条例第7条第6号） （２）自動車登録番号、初度登録、車名（モデル名）、型式及び車台番号 ・公にすることで特定の法人の財産に関する情報が明らかになることから、当該法人の競争上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号） ・税務調査で知りえた内容であり、公にすることで、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力を得られなくなるなど行政運営に支障をきたすため（条例第7条第6号） （３）照会内容及び回答方法 公にすることで租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし若しくはその発見を困難にするおそれがあるため（条例第7条第6号）	主税局都税総合事務センター自動車税課

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。